

原議保存期間	10年（平成39年3月31日まで）
有効期間	一種（平成33年3月31日まで）

警察庁乙官発第12号、乙生発第2号

乙刑発第1号、乙交発第1号

乙備発第1号、乙情発第1号

平成28年4月1日

警察庁次長

庁内各局部課長  
各都道府県警察の長 殿  
（参考送付先）  
各附属機関の長  
各地方機関の長

### 警察庁犯罪被害者支援基本計画の策定について（依命通達）

犯罪被害者支援については、これを一層充実させるため、平成23年に、平成27年度末までのおおむね5年間において特に講ずべき具体的な施策を示した「犯罪被害者支援要綱」を制定し、これに基づき犯罪被害者支援に係る各種施策を推進してきたところである。

今般、当該5年間の期間が満了し、かつ、本日、第3次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたことを受け、同要綱を廃止するとともに、新たに、別添のとおり、平成32年度末までの5年間において警察庁が講ずるべき具体的な取組内容（内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成27年法律第66号）の施行前の警察庁の所掌事務に係るものに限る。）及びその推進要領を示した「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を策定した。各都道府県警察にあつては、本計画の趣旨を踏まえ、別途通達するところに従い、各都道府県警察の実情に応じた犯罪被害者支援基本計画を策定されたい。

各位にあつては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に定める基本理念に従い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援に関する指針（平成20年国家公安委員会告示第25号）に定められた基本的事項等に留意しながら、各々の計画を推進し、引き続き犯罪被害者支援の充実を図られたい。

なお、「犯罪被害者支援要綱の制定について（依命通達）」（平成23年7月7日付け警察庁乙官発第10号、乙生発第4号、乙刑発第4号、乙交発第4号、乙備発第5号、乙情発第4号）は廃止する。

命により通達する。

## 警察庁犯罪被害者支援基本計画

**第1 総則****1 目的**

この計画は、第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)を受け、警察庁における犯罪被害者支援施策を計画的に推進するため、計画期間において講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示すことを目的とする。

**2 計画期間**

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

**3 推進体制**

別途定めるところにより、犯罪被害者支援推進委員会を設置し、第2に示す施策について必要に応じて推進状況を点検し、犯罪被害者支援の推進状況の把握と所要の調整を行う。

**第2 具体的な施策**

本項に示す施策については、犯罪又は犯罪に類する行為による被害を受けた者はもちろんのこと、施策の内容に応じてその遺族、家族その他の関係者に対しても積極的に推進するものとする。

**1 警察庁のみで実施する施策**

以下は、法制度の検討等の警察庁のみが実施する施策を示す。

**(1) 犯罪被害給付制度に関する検討**

平成20年度以降拡充してきた犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえつつ、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方について「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った取組を進めるとともに、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、実態調査や他の公的給付制度に関する調査を1年を目途に行い、これらを踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する。

**(2) 海外での犯罪被害者に対する経済的支援**

海外での犯罪被害者に対する経済的支援について、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った施策の推進について(平成26年3月26日犯罪被害者等施策推進会議)に沿った取組を推進し、必要な措置を講ずる。

### (3) 再被害防止のための安全確保方策の検討

ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案を始め被害者が同一の加害者から再び被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、関係省庁とも連携して被害者の安全確保方策について検討する。

## 2 警察庁が自ら実施し、又は都道府県警察を指揮監督する施策

以下は、警察庁が自ら実施し、又は都道府県警察が実施するよう警察庁が指揮監督することにより推進する施策を示す。

### (1) 相談・捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供

#### ア 相談体制の充実等

全国統一の相談専用電話「#9110番」のほか、「性犯罪110番」、少年相談に関する相談窓口等個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。また、犯罪被害者の住所地の如何を問わず、あるいは匿名であるか実名であるかにかかわらず、相談に応じるとともに、犯罪被害者の要望に応じて、被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応を行う。

また、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用により、これら事件の早期の認知・検挙に努め、被害者を早期に保護する。

#### イ 告訴・告発、被害届等の適切な受理

告訴・告発、被害届等の受理に当たっては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努めるなど、犯罪被害者の立場に立って適切に対応する。

また、犯罪としての立件措置の可否の問題とは別に、当該事案の状況に応じ、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止を検討するとともに、捜査担当以外の部門や他の機関での対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど必要な措置を講ずる。

#### ウ 刑事手続等に関する情報提供の充実

犯罪被害者の意見・要望を踏まえ、刑事手続や少年保護事件の手続のほか、警察のみならず関係機関・団体による犯罪被害者のための制度等を網羅的に分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、必要に応じてその内容を充実させるとともに、その配布方法を工夫し、犯罪被

害者への早期の提供に努める。

さらに、都道府県における外国人犯罪被害者の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて、その内容の充実、見直しを図りつつ、確実な配布に努めるとともに、外国人対象の防犯教室や自治体の外国人向けの広報誌などを通じて警察の犯罪被害者支援施策について周知を図る。

## **エ 捜査に関する適切な情報提供等**

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずる。また、被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者の状況やニーズのうち、他の行政機関や犯罪被害者支援団体と共有すべきものについては、犯罪被害者の同意を得て情報提供するなど、犯罪被害者の支援の必要に応じ関係機関・団体との連携を図る。

## **オ 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実**

損害賠償請求制度等の犯罪被害者の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子、パンフレット等の内容を充実させるとともに、これらを都道府県警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等来訪者の目に触れやすい場所に備え付け、また、各種会合の機会や各種広報媒体を活用して、当該制度の周知を図る。

## **カ 犯罪被害者に関する情報の保護**

犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者の意見と、報道の自由、国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。

## **キ 犯罪被害者の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分**

検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。

## **ク 海外における邦人の犯罪被害者に対する支援**

外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努め

るとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え等の支援に努める。

#### ケ 地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動の推進

捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動を効果的に推進する。

#### コ 被害少年が相談しやすい環境の整備

少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をする。また、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル又は電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の充実を図る。

#### サ 被害児童からの事情聴取における配慮

児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保のため、法務省及び厚生労働省と連携して、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことを積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たって聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど、被害児童に配慮した取組を進める。

#### シ 性犯罪被害者に対する適切な対応

性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。

#### ス 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

「性犯罪110番」等の相談窓口に関する広報、「女性相談交番」の効果的運用等により、性犯罪被害者が情報を入手する際の利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容等を十分に説明し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう努める。

## セ 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備モデル事業の結果を踏まえつつ、医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われ、また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう証拠の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への働き掛けを行い、警察への被害申告をちゅうちょしている間に証拠が滅失することのないよう努める。

また、性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供する。

## ソ 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等

検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努める。また、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対して死者の臓器を適切に返還するための手続等について検討する。

## タ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等

重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努める。また、被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者の心情に配慮した取組を推進し、交通事故被害者の負担軽減を図る。

## (2) 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援

### ア 医療費等の負担軽減

性犯罪被害者の緊急避妊の費用、身体犯被害者の診断書料、司法解剖後の遺体搬送費、遺体修復費、参考人旅費等を公費で支弁する負担軽減制度を引き続き積極的に推進するとともに、これら制度に関する周知を図る。特に、性犯罪被害者に係る緊急避妊等の公費負担の運用については、可能な限り全国的に同水準で行われるよう努める。

### イ カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減

「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」（平成27年4月2日犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会）を踏まえ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同

制度の周知に努める。

#### **ウ 犯罪被害者に対するカウンセリングの充実**

「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を踏まえ、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるほか、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことによりその技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用して犯罪被害者に対するカウンセリングを実施する。また、公費負担制度によるカウンセリングの活用を含め、犯罪被害者のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施するよう努める。

#### **エ 被害直後における居住場所の確保**

自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊され、自宅での居住が困難な場合等であって、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者が利用できる緊急避難場所を提供する制度及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費で支弁する制度を引き続き積極的に運用するとともに、その充実に努める。

#### **オ 犯罪被害給付制度の運用改善**

犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者に対しては、給付制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行う。また、給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して、可及的速やかに行うよう努めるほか、仮給付制度の効果的な運用、求償権の適切な行使その他の犯罪被害給付制度の運用改善及び関係職員への同制度の周知徹底に努める。

#### **カ 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携**

犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者であって、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者については、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努める。

#### **キ 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進**

被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする犯罪被害者支援団体への紹介を行うほか、少年補導職員等が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなどの支援を継続的に実施する。

## ク 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

振り込め詐欺等の預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に積極的に働き掛け、被害回復に係る各種制度の教示を実施するなど情報提供を行う。

## ケ 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実

都道府県暴力追放運動推進センター、各単位弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実させる。

### (3) 犯罪被害者の安全の確保

#### ア 再被害防止措置の推進

同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更正保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、犯罪被害者に対して再被害防止に資する関連情報を適切に教示するとともに、非常時の通報要領又は自主警戒の方法について教示するなど防犯指導を行う。また、必要に応じ緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進する。

加えて、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、逮捕状の請求に当たり犯罪被害者の個人情報に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努める。

#### イ 再被害防止に向けた関係機関との連携の充実

配偶者等からの暴力の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等を保護し、これらの者の再被害を防止するため、婦人相談所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等との連携を充実させる。

また、学校を始めとする関係機関・団体との連絡体制や要保護児童対策地域協議会等の組織を活用するほか、加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図る。

#### ウ 行方不明者対策の強化

行方不明者届が出された者のうち、その生命又は身体に危害が生じているおそれがある者等について、その者の行方に関する情報の収集を行い、必要な探索又は捜査を行うとともに、関係機関・団体の協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見し、保護するための措置を講ずる。



## エ ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案への適切な対応

ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、検挙措置等により加害者を隔離することを最初に検討し、被害者の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。また、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議）を踏まえ、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者に対する情報提供、ストーカー被害予防のための教育、加害者に関する取組等を推進する。

## オ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組

児童虐待の発見に資する教養や子供の死亡例に関する適切な検視のための教養の実施、児童虐待対応マニュアルの活用等により、職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、警察職員が児童の安全を直接確認するなど、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待の未然防止の徹底を図る。

## カ 子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止

子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からその前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を行い、その際必要に応じて、当該出所者の同意を得た上で面談を行う。また、検察庁、刑務所、地方更正保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体との連携に努め、子供を対象とする暴力的性犯罪の前歴を有する者の再犯を防止する。

## キ 保護対策の推進

暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。

## (4) 犯罪被害者支援推進のための基盤整備

### ア 施設の改善

犯罪被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、犯罪被害者の心情に配慮した照明や内装に改善するなど、これら施設等の環境整備を図る。

## イ 研修の充実等

採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者支援の意義、性犯罪被害者への支援要領、被害少年への支援要領、犯罪被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行う。これらの教養に犯罪被害者の講演を組み込むなど、犯罪被害者への適切な対応を確実にするための教養の充実を図り、犯罪被害者の二次的被害の防止に努める。特に、犯罪被害者支援担当職員に対しては、臨床心理士によるロールプレイ方式による演習を含む専門的研修を行う。これら教養に当たっては、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者に係る教養の実施についても配慮する。

また、配偶者等からの暴力事案への対処、被害児童の心情に配慮した聴取等の専門的な技能の向上に努める。

## ウ 指定被害者支援要員制度の活用

事件発生直後から犯罪被害者に付き添い必要な助言等を行ったり、カウンセラー、弁護士会、犯罪被害者支援団体等を紹介するとともにこれらへの引継ぎを実施したりするなどの役割を果たす指定被害者支援要員制度の積極的活用を図るとともに、指定被害者支援要員の知識・能力の向上を図るための教養の充実を努める。

特に、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、指定被害者支援要員を必要に応じて迅速に集中運用するためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者支援担当部門と捜査担当部門との連携強化を図る。

## エ 犯罪被害者支援に携わる者への心理的影響に対する配慮

犯罪被害者支援に携わる警察職員は、犯罪被害者の状況を間近に見ることや、時には犯罪被害者の感情の表出に直面することで、極めて強いストレスを受ける場合があることから、警察庁において行った実態調査に基づく検討結果を踏まえ、これら職員に対し、ストレスに関する教養を行い、ストレスに備えさせるとともに、精神科医や臨床心理士によるカウンセリングを受けさせるなどの必要な措置を講ずる。

## オ 適切な賞揚と好事例の勧奨

情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者支援が確実に実施されるよう、好事例を勧奨し、具体的な支援事例を通じて個々の職員の能力の向上を図るとともに、適切な評価及び表彰を実施することで、犯罪被害者支援に係る職員の意識の高揚を図る。

#### カ 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図る。また、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するために性犯罪捜査指導官を設置するとともに、性犯罪被害者の身体からの資料採取の際における女性警察官の活用を図るほか、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする犯罪被害者支援団体との連携強化に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化する。

#### キ 被害者支援連絡協議会等の活用による関係機関・団体との連携等

各都道府県警察・警察署レベルで設置されている被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、その設置目的を各構成員に共有させ、犯罪被害者支援を実施する関係機関・団体が果たすべき役割を明確にするとともに、犯罪被害者の置かれている立場の理解を深めるための研修会や具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどして事案への対応能力の向上を図る。また、被害者支援連絡協議会等の活用により、犯罪被害者支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・団体等における犯罪被害者支援のための制度等についての情報提供を犯罪被害者に対して行うよう努める。

#### ク 犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携・協力等

犯罪被害者支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者に十分に説明した上で、犯罪被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に対し提供し、犯罪被害者の精神的負担の軽減に努める。

また、犯罪被害者支援団体による支援が、全国的に一定水準以上で行われるよう、犯罪被害者の実態、支援に役立つ事例、二次的被害を防止するための留意事項等の支援に関する必要な情報提供を行い、犯罪被害者支援団体の運営及び活動に協力する。

このほか、民間の団体と連携し、犯罪被害者の要望に応じて、自助グループの紹介を行う。

#### ケ コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者支援団体に対し、同団体が行う研修内容に対しての助言や講師派遣等の協力を行う。また、犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため、被

害者支援連絡協議会等において、犯罪被害者支援団体の支援員をコーディネーター役とし、具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練を行う。

## コ 民間の団体への支援の充実

犯罪被害者支援団体への財政的援助の充実に努めるとともに、犯罪被害者の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援に努める。また、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者への援助を行う団体の意義・活動等について広報する。

## (5) 国民の理解の増進

### ア 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者支援施策に関する広報の実施

関係機関や犯罪被害者支援団体と連携の上、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン、各種討論会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進に努める。

情報提供を行うに当たっては、スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体の活用を図るとともに、広報誌、リーフレット等のインターネット以外の媒体を用いて情報を提供することで、インターネットで情報を得ることができる者とそうでない者との間で情報格差が生じないように配慮する。

### イ 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者の置かれた状況についての国民の理解の増進

諸外国における犯罪被害者支援に係る各種施策を含めて犯罪被害者に関する調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者への理解を深めるための広報啓発に活用する。

### ウ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進

シンポジウムの開催等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を広く周知し、国民の理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。

### エ 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等

教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者が講演者となり、子供を亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、犯罪被害者への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努める。

また、犯罪被害者支援に係る社会参加活動についての大学生の理解を深めるため、大学等との連携を強化し、大学生に対する犯罪被害者支援に関する講義等を積極的に推進するほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図る。

#### **オ 犯罪被害者の個人情報保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施**

地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌のほか、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声かけ、ひったくりの発生状況等を発信する。

#### **カ 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進**

交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し、交通安全講習会で配布するほか、交通安全の集い等において交通事故被害者等による講演を実施するとともに、運転者等に対する各種講習において交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記を活用することや事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表すること等により、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。